

令和元年7月25日

まちづくり委員会資料

陳情第5号

子之神橋の勾配に関する陳情

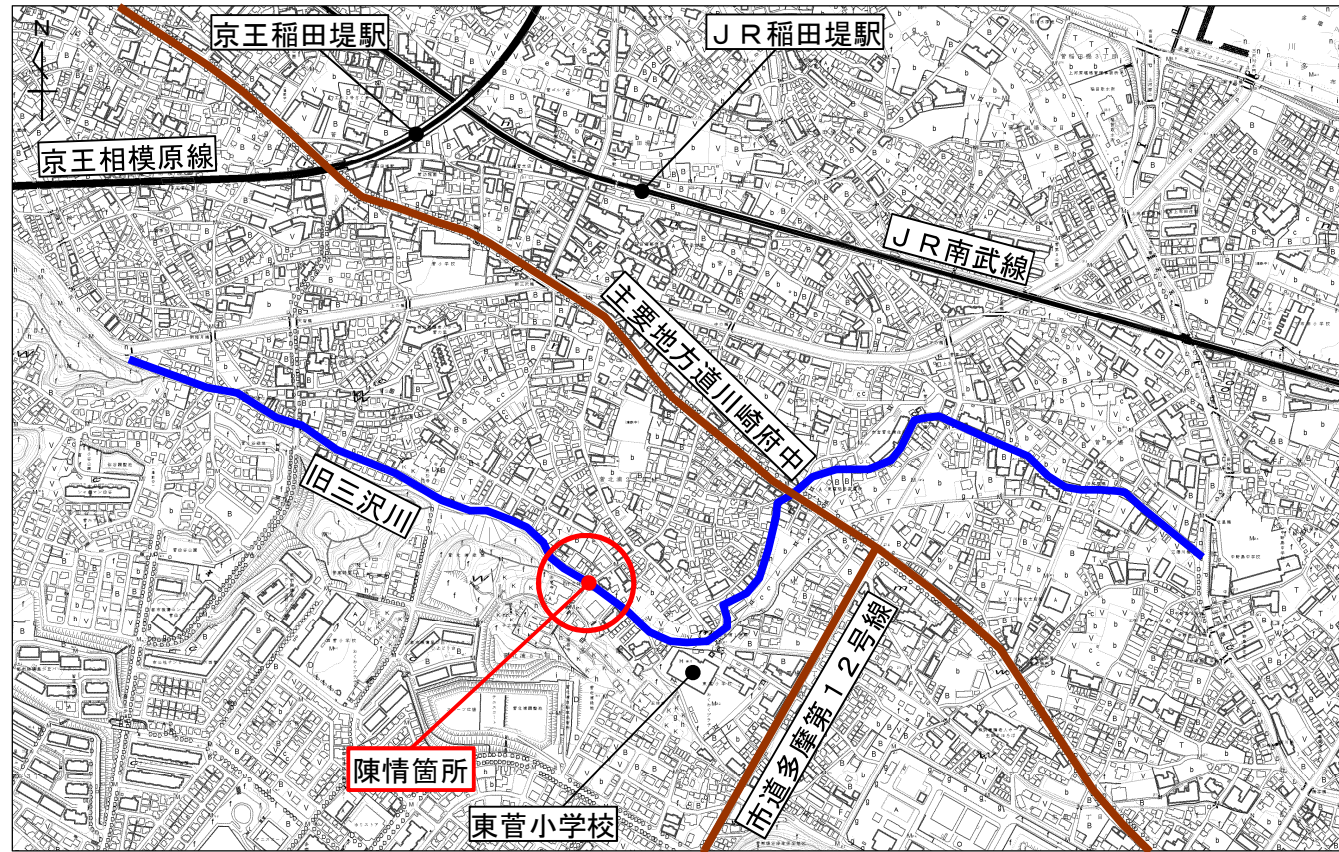
建設緑政局

陳情第5号 子之神橋の勾配に関する陳情

1 陳情の要旨

菅北浦5丁目5番1号の子之神橋が新設されましたが、バリアフリー法に違反する勾配になっているので、早急に修正してほしい。

2 位置図



3 経緯

- 昭和34年 3月 「子之神橋」(旧橋)完成
- 平成25年11月 地元町内会から「子之神橋幅員に関する陳情」(宛先 川崎市長)を受領
 - [陳情の要旨] ・歩行者の安全確保
 - ・車両交通の円滑化
- 平成29年 3月 「子之神橋橋梁整備(架替)工事」着手
 - [主な工種] プレキャストボックス工、護岸工ほか
- 平成30年 2月 「子之神橋橋梁整備(舗装)工事」着手
 - [主な工種] 舗装工、側溝工ほか
- 平成30年 3月 「子之神橋橋梁整備(架替)工事」完成
- 平成30年 6月 「子之神橋橋梁整備(舗装)工事」完成
- 「子之神橋完成記念式典」(主催 地元町内会)開催

4 工事の概要

工事前

南側から撮影

3.62m
0.31m 3.00m 0.31m

下流側から撮影

0.40m
1.86m

工事後

南側から撮影

8.60m
0.60m 5.88m 0.22m 1.50m 0.40m

下流側から撮影

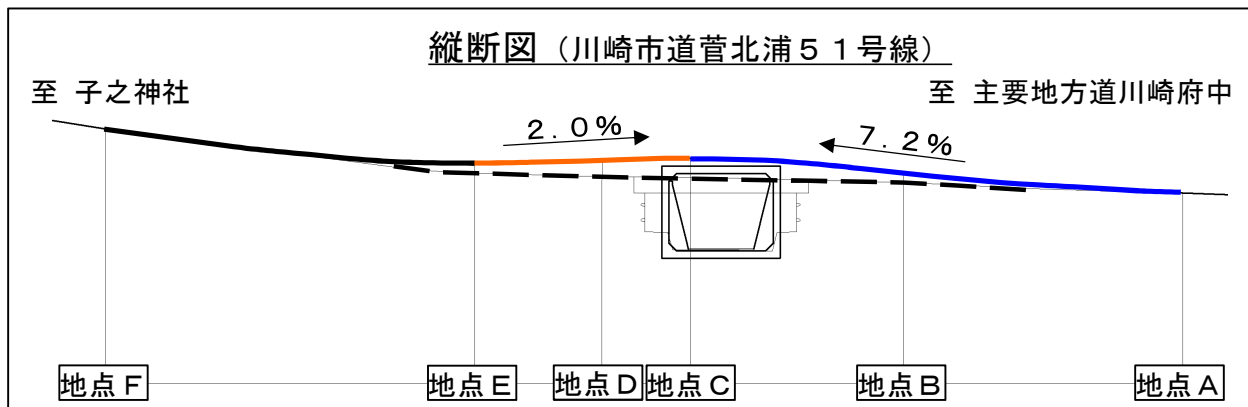
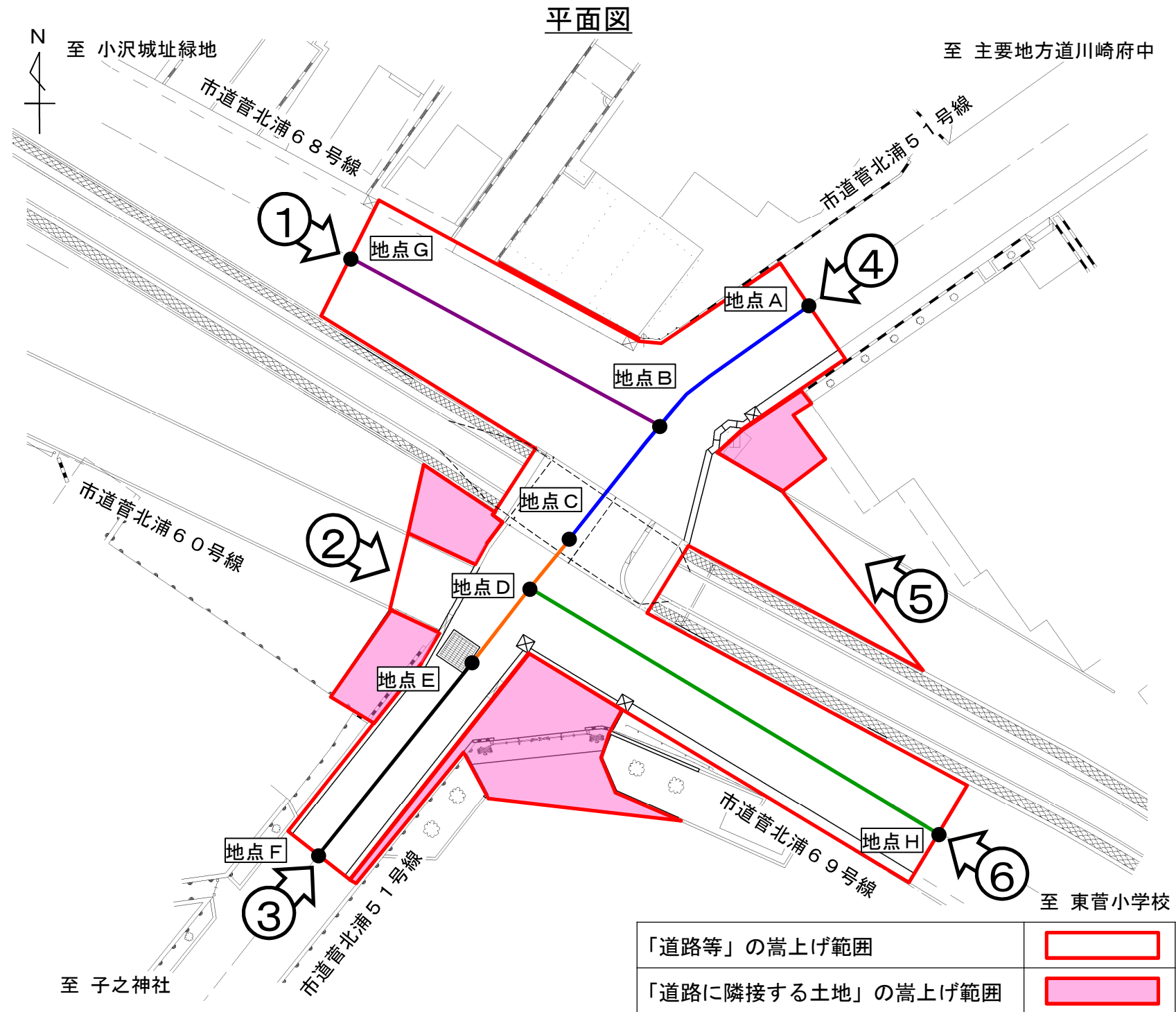
0.24m
2.44m
約60cm

工事前は、橋の位置が低く、河川の流れを妨げる恐れがある状態。子之神橋の架け替えにあたっては、「河川管理施設等構造令」に基づき、河川の「流下断面」+「余裕高」を確保できる高さまで橋を嵩上げ。

道路面
約60cm上昇

陳情第5号 子之神橋の勾配に関する陳情

5 現地の状況



区間	区間全体の勾配	区間の最急勾配
地点Aから地点C	7.2%	11.0%
地点Eから地点C	2.0%	3.5%
地点Gから地点B	0.9%	5.0%
地点Hから地点D	3.2%	7.5%

道路法に基づく規定の概要
 車道の縦断勾配 (設計速度 20 km/h)
 9%以下、やむを得ない場合 11%以下【義務】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法) に基づく規定の概要
 歩道等の縦断勾配
 5%以下、やむを得ない場合 8%以下
 ・特定道路 【義務】
 ・特定道路以外の道路【努力義務】《今回の陳情箇所》